

事務連絡  
平成27年3月27日

一般社団法人 全国木材組合連合会 税務担当者 殿

林野庁林政部木材産業課  
企画班担当課長補佐

### 軽油引取税の課税免除の特例措置の活用について

日頃より、林業・木材産業振興施策の推進に御理解・御協力いただき、感謝申し上げます。

軽油引取税の課税免除の特例措置については、平成27年度税制改正において、平成30年3月末までの延長が認められたところです。

今回の延長要望に当たって林野庁が実施した調査では、特に木材産業（木材加工業・木材市場業・たい肥製造業）について、当該特例措置の利用率が低い状況でした。さらに、当該特例措置について、そのような制度があることを知らなかったという事業者が少なからず存在することが判明しました。

このため、林業・木材産業において今後当該特例措置が十分に活用されるよう、事業者に対する本制度の一層の周知が必要と考えております。

つきましては、貴団体におかれましては、会員の事業者等に対して、別添資料等を活用するなどして本制度に関する情報提供や積極的な利用に向けた指導・助言に取り組んでいただけますようお願い申し上げます。

なお、このことについては、同様の趣旨の通知を各都道府県林務担当課長宛に送付しており、都道府県とも連携した取組をお願い致します。

また、次回の税制改正要望（平成30年度税制改正要望）に向けて、平成27年度から毎年度、林業・木材産業における軽油引取税の課税免除の特例措置の実績調査を実施したいと考えておりますので、当該調査への御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

担当：林野庁木材産業課企画班 宮田  
代表：03-3502-8111(内線6103)  
直通：03-6744-2293